

News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2025
July
Vol.226



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [AI が仕事に入り込んできた](#)
- ・ [PDF コメントの分離活用](#)
- ・ [主体性を持つこと](#)
- ・ [Plaza-i 機能紹介-請求書発行新機能](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [退職所得控除の調整規定の対象拡大](#)
[～令和 7 年税制改正～](#)
- ・ [国外転出時課税の納税猶予](#)

Ⅱ AI が仕事に入り込んできた

はじめに

生成 AI の業務利用率は、日本ではまだ国際的に見て低い水準ではありますが、徐々に増加傾向にあるとされています。筆者も去年までは AI に全く興味がなかったのですが、本年度のはじめに社内用チャットボットの必要性を強く感じ、RAG(Retrieval-Augmented Generation)というものを調べてから AI に興味を持つようになりました。RAG とは、日本語では「検索拡張生成」と言いますが、事前に AI に学習させた過去時点のデータに加えて、インターネットや社内の情報といった外部の最新情報も検索して回答を生成する技術です。RAG により生成 AI 出始めの頃に話題となったハルシネーションというもっともらしい嘘も減り、AI の回答精度が大きく向上しました。また、今年くらいから「AI エージェント」という用語が多く出てくるようになりました。AI エージェントとは、人が細かく指示をしなくても、AI が複雑な問題を自分で考えて作業してくれる AI です。簡単な指示で人の代わりにやってくれることが増え、PC でできる仕事は AI がだいぶできるようになってきました。現在は 1 か月経過すると状況が変わってしまうくらい急激に AI が進化していますが、AI に関する動画を見て学んだことや、Google アカウントがあれば手軽に多くの最新機能も利用できてしまう Google の Gemini や Gemini を搭載した情報整理ツールである NotebookLM という AI を実際に利用して感じたことなどをご説明、ご紹介させていただきます。

推論モデルで急激に頭が良くなった

以前からある生成 AI のモデルは、質問したらすぐに答えて

くれるモデルでしたが、2025 年になると、時間をかけて深く考えてから答える推論モデルが一般ユーザでも利用できるようになりました。また、テキストだけではなく、画像、音声、動画など、複数の異なる種類のデータを組み合わせて処理するマルチモーダル化も進み、AI に目と耳と口が付いたことで、推論モデルは人と同じように情報を集めて深く考え、表現できるようになりました。

例えば、生成 AI 活用のスタートアップ企業であるライフプロンプト社が大手予備校などと実施した 2025 年の東大入試の試験では、最難関の理科三類に合格できる点数を AI は得点できたそうです。去年は不合格だったのですが、去年と比較すると数学や物理といった理系科目の点数が伸び、総合では、550 点満点中、去年の 182 点から 374 点と約倍の点数をとれたそうです。最近の AI は IQ が 130 くらいあるので、AI の頭脳は、既に殆どの人を超える頭脳になってしまったとされています。人の給料と比べたら圧倒的に少ない月額費用を支払えば、24 時間年中無休で働かせることができる超優秀な頭脳を、社員一人一人のパートナーとして付けることができるようになったというものすごい変化が今起きています。具体的には AI でどのようなことができるようになったのかを、いくつかご紹介いたします。

Deep Research

最初は、今年のはじめ頃に話題になった Deep Research です。人の代わりに調査し、専門家が書いたようなレポートを作成してくれます。多い場合は海外も含めた 1,000 以上の Web サイトをだいたい 10 分前後の時間をかけて調査し、かなりレベルの高い報告書を作成してくれます。最初は Web 情報だけの分析でしたが、Gemini では、PDF やスプレッドシートも読み込んで Web 以外の情報を加えて分析

できるようになりましたので、例えば、AI への機密情報の投入は契約によりセキュリティが十分に担保されている必要がありますが、Plaza-i の各種データや Web にはない自社情報を入れて分析してもらったと、仕事のヒントになる詳しいレポートを手軽に作成できる可能性があります。Deep Research の登場により、コンサル会社の働き方も大きく変わったとされています。

Operator

ChatGPT の開発元である OpenAI の Operator も、「既にここまでできてしまったか」と感じる AI エージェントです。最初は少し気持ち悪く感じますが、Web を利用した情報収集、Web アプリのフォームへの入力など、AI が Web ページを自分で開いて確認し、考えながら Web の操作を実行してくれます。AI が画面の情報から判断して入力しているため、スナップショットの解像度不足で 8 と B を間違えてしまうことがある、動きがまだぎこちない、指示とちょっと違うなど、発展途上ではありますが、PC でできる作業を代わりにやってくれる未来はそう遠くはないことを示しているようにも感じます。今までもルール通りに自動処理をしてくれる RPA がありましたが、ルール通りにいかないことがあっても、人と同じように Operator は自分で考えて何とかしようと努力してくれます。

コーディング

非エンジニアにとってはとても難しそうなプログラムのコーディングも、自然言語でチャットから指示するとコードを自動作成してくれるようになりました。作成した結果を確認して変えたいところがあったら、再度、チャットで変更を依頼すれば、すぐにコードを修正してくれます。このように AI と会話しながらプログラムを作成することを、バイブコーディング (Vibe Coding) と呼ぶそうです。Vibe とは雰囲気という意味なのですが、AI と会話をしながら、コードの「雰囲気」や「ノリ」を共有するように開発を進めることからこのような名前が付いたそうです。

コードを AI が書くというのは、実際の開発現場でも既に広まっています。マイクロソフトや Google もプロジェクトによっては 25%~30% を AI が書いているそうです。「AI にオールインする」と宣言している DeNA の AI 利用を紹介している動画でも、2 人で 2 か月間を見込んでいたかなり難しい開発が 2 週間でできた、80% 以上は AI がコードを作成した、開発環境を 5 人分くらい作成して、1 人の人間がそれぞれの画面を見て指揮しながらパラレルで 5 人分の仕事をしている、といった事例が紹介されています。

人間のエンジニアのように完全に自律して開発してくれる Devin というエージェントも注目されています。まるで人間とやりとりするように、Devin に仕事を指示しておく、Devin がコードを作成してくれます。Devin は複数タスクを並行できますので、業務終了前に Devin にタスクを指示し、翌日出社したら Devin がタスクを終了しているのでレビューする、といったこともできてしまいます。

議事録作成や要約

NotebookLM は音声データをソースにすることができますので、会議で録音した音声動画を上手くまとめて議事録を作成してくれます。Teams などにも議事録機能がありますので、実際に利用される方も多いのではないかと思います。

要約も得意な点は、皆さんもご存知の通りです。例えば、Google ドライブでは、PDF を開くと Gemini が自動で内容を要約し、サイドバーに要約を表示してくれるそうです。

イラストなどの画像作成、動画作成

これもご存知の方が多いと思いますが、レベルの高い画像を AI が作成してくれるようになりました。ラフは AI に複数パターンを作成してもらい、そこから詳細を詰めていくなど、デザイン系の仕事のやり方に大きく影響しているとされています。

Google の Veo3 のように、「猫が公園を歩いている動画を作った」といったような簡単な指示から、リアルな 8 秒間の動画を自動作成してくれる AI も登場しています。

インフォグラフィック、ホームページ作成

インフォグラフィックとは、情報やデータを、図やイラスト、グラフなどを用いて視覚的に分かりやすく表現したものです。Gemini の Canvas 機能では、文章の内容について HTML 等でコードを作成し、インフォグラフィックやホームページを作成することができます。難しい内容の概要をとりあえず理解したい場合、会議で視覚的に説明したい場合などに役立ちそうです。パワポではないのですが、ページを分けてパワポ風に作成することもできます。

ポッドキャスト

NotebookLM や Gemini の Canvas 機能では、ドキュメントの内容について、まるでラジオのように男女の掛け合いでテンポよく話してくれる音声データを簡単に作成できます。例えば、Deep Research は詳しいレポートを作成してくれますが、全部最初から読むのはちょっとつらい場合など、音声で聞いてから気になる部分を読むといったような使い方もできます。

動画作成

まだ対応していませんが、NotebookLM は動画概要に対応する予定です。NotebookLM にアップロードした PDF や写真、その他のソースから、AI が動画形式の概要を自動で生成してくれるとされています。既にデモ動画は公開されていますが、人の代わりに AI が自分で考えてプレゼンしてくれるようになります。

動画からのマニュアル作成

Gemini では動画を読み込むことができるようになり、その動画を解析してマニュアルを作成できるようになりました。音声がない操作をしている動画から、しっかりと文字にしてくれます。現時点では Gemini 単独では画面のスクリーンショットを付けるところまではできませんが、スクリーンショットにも対応したら、Gemini だけで分かりやすいマニュアルができてしまいます。

チャットボット

NotebookLM を利用すると、社内用のチャットボットもコストをかけずに簡単に作成することができます。業務マニュアルなどの PDF をアップロードしておけば、その資料の範囲で回答してくれますので、Web から余計な情報が入らず、社内用のチャットボットとして業務で欲しい情報だけ教えてくれます。回答のソースもピンポイントに表示してくれますので、文章検索ツールとしても利用できそうです。Gemini の Gems、ChatGPT の GPTs でも、データ分析、コーディングアドバイザーなど、特定のタスク実行に特化したチャットボットを簡単に作成することができます。

営業ロールプレイングや問題作成

NotebookLM では、AI にふるまい方を指示することもできますので、予め、自社製品や他社製品情報などを読み込ま

せておき、「あなたは製品 A を検討している取引先担当者です。営業担当者の説明を鵜呑みにせず、質問をして納得したら購入して下さい。」といったように顧客の特徴を設定しておくことができます。キーエンスのロープレは有名ですが、AI に適切な情報を組み込んでおけば、コストをかけなくてもロープレをできる環境を準備できるようになりそうです。

社内研修の理解度を確認するために、研修に関する問題を作成したいような場合も、NotebookLM や Gemini の Canvas で問題を作成することができます。人材育成では教える側の負担が大きくなりがちですが、NotebookLM や Gemini の Canvas を利用することで、人間は AI に対して集中的に教育すれば、人への教育は AI がやってくれるようになる可能性があります。

人の評価などのマッチング

評価項目などを NotebookLM に読み込ませておき、履歴書や職務経歴書などの情報をアップロードすれば、評価項目ごとの評価を行ってくれます。

ワークフローで作業品質向上

特定のタスクだけを実行する AI エージェントを複数作成し、ワークフローを設定して一連のタスクを順番に自動実行することも可能です。Dify などのツールを利用することで、ノーコードでも実現できます。エージェント A が営業先の情報を調べる→エージェント B が営業先に提案する自社の商品情報を調べる→エージェント C が文章にまとめてメールを作成する、といったように AI が協力して業務を進めてくれます。特定のタスクに集中した方が AI の回答精度が高まりますので、業務全体の作業品質が向上します。

MCP (Model Context Protocol)

生成 AI は各種アプリケーションに繋がることで、人と同じようにさまざまなことができるようになります。外部のアプリケーションと繋がるために個別に開発が必要になってしまうと大変であるため、接続するための標準プロトコルとして IT 業界では有名な Claude の開発元である Anthropic により考え出されたのが MCP です。「AI アプリケーションのための USB-C ポート」と例えられています。OpenAI、Google も採用しており、例えば、Claude から Google の Gmail などに連携することができます。Windows にも実装されることが正式に決まっていますので、Copilot 以外の AI から Windows のアプリと連携できるようになっていく可能性があります。頭脳となる AI を作業に結び付けていく仕組みも標準化が進んでいますので、今後、さまざまなところに AI が入ってきそうです。

おわりに

AI エージェントが人の代わりに作業をしてくれるようになり、「指示 (人間) → 作業 (AI) → 確認、決定 (人間)」というのが仕事の流れのスタンダードになっていくとされています。今年になって驚くほど成長した AI ですが、まだまだ進化の過程です。特定のタスクを実行してくれる AI エージェントの次のステップとして、OpenAI が目指している AGI (Artificial General Intelligence) という人間と同様のことができる汎用人工知能があります。更にその次のステップとして、ASI (Artificial Superintelligence) という人間では困難なことを解決できる人工超知能になる可能性があると言われています。「10 年後には ASI の No.1 プラットフォーマーになる」とソフトバンクが宣言しているように、10 年後は今とは全く違う世界になっているのかもしれません。

PDF コメントの分離活用

はじめに

資料の確認やレビューをチームで行う場面では、「コメントを残しながら意見を伝えたい」、「でも元のファイルには手を加えたくない」といった場面に出会うことがあります。

例えば、社内メンバーから共有された PDF の資料に対して、自分の見解や指摘を相手に伝えたいが、ファイルそのものを変更してしまうのは避けたい、といったシーンです。

PDF 形式の資料も多く利用されている中で、PDF にコメントを追加する機能を活用されている方も少なくないと思います。今回は、コメントのやり取りをもう少し柔軟に行うための方法として筆者が最近よく利用している、「PDF 本体を一切変更せずに、コメントだけを別ファイルとしてやり取りする」手順をご紹介します。

この方法は、原本となる PDF を共有した状態で、複数の関係者がそれぞれコメントを追加し、それを集約・確認するといった運用に活用することができます。資料の改変を避けたい場面にも有効です。

なぜ「コメントの分離」が便利なのか？

PDF へのコメント追加は、資料に直接書き込まずにフィードバックを行える便利な手段です。しかし、通常このコメントは PDF ファイルに一体化して保存されるため、コメントの追加 = ファイル更新となってしまいます。

一方で、コメントを別ファイル (FDF/XFDF 形式) として保存・送受信できれば、次のようなメリットが得られます。

- ・ 原本 PDF を一切変更しなくてよい
- ・ 複数人のコメントを個別に収集・反映できる
- ・ コメントの送受信のみを行いたいときに便利

たとえば、PDF 形式で配布された案内文書や仕様資料に対して、複数のメンバーがそれぞれ意見をコメントとして記載 → 回収・確認、という使い方が可能になります。

活用例①：チームでのコメント共有・集約

社内で配布された PDF 資料に対し、複数のメンバーがそれぞれ Acrobat Reader を使ってコメントを追加し、それぞれの FDF ファイルを提出。受け取った側は、これらを元の PDF にインポートすることで、コメントを重ねて確認することができます。

活用例②：しおり代わりに活用

PDF 資料を読み進めながら、後から見直したい箇所にコメント (付箋やハイライト) を追加し、それを FDF 形式で保存しておく「自分専用の見出しリスト」のように活用することも可能です。

しおりの追加や編集ができない Acrobat Reader でも、コメントを使って該当箇所をマーキングしておけば、次回同じ PDF を開いた際に FDF を読み込むだけで、すぐに目印が確認できます。

FDF は軽量なので持ち運びにも便利で、用途に応じて複数パターンを作るといった使い方もできます。

実際の操作手順 (Acrobat Reader 使用例)

コメントのエクスポート (送信側)

- ・ 対象の PDF を Acrobat Reader で開く
- ・ コメントツールを開き、必要なコメント (付箋、ハイライト、テキストなど) を追加

- ・画面右上の「… (オプション)」メニューから「すべてをデータファイルに書き出し」を選択
 - ・「FDF」または「XFDF」形式で保存 (拡張子: `.fdf` / `.xpdf`)
- コメントのインポート (受信側)

- ・元の PDF を Acrobat Reader で開く
- ・コメントツールを開き、「…」メニューから「データファイルの取り込み」を選択
- ・.fdf または .xpdf ファイルを指定すると、コメントが表示される

留意点と活用のヒント

- ・この方法は、原本の編集権限が制限されている資料にも適用できます
- ・コメントの色や種類を使い分けることで、複数人のコメントも見やすく整理できます
- ・受け取ったコメントは PDF 上に「非破壊的」に表示され、必要に応じて個別に編集・削除も可能です
- ・.fdf や.xpdf ファイルは軽量で添付しやすく、メールやチャットでの共有にも向いています

おわりに

PDF にコメントを残す機会が多いと思いますが、こうした「別保存」機能を活用することで、やり取りの自由度が広がります。

原本の保全を重視する場面や、非同期・リモート環境での意見交換でも便利なので筆者もよく利用しています。お役に立ちそうでしたら、ぜひ一度お試しください。

Ⅱ 主体性を持つこと

主体性とは 業務における効果

主体性とは、周囲の意見や指示などに頼らず自身の考えや判断に基づき行動する性質の事を指します。その行動によってもたらされる結果にも責任を持ちます。主体性を持った行動によって当事者意識が芽生えます。自身が携わる業務、プロジェクトに主体性と当事者意識をもって取り組んでいく事で自分の役割を理解し行動ができます。自ら意見を発信する能力、また問題発生した時にも自ら解決策を考え提示する能力を持ち合わせます。組織に属する各人が主体性を持って行動する事で業務、プロジェクトを円滑に進める事ができ、ひいては組織にとっても業績、人材面双方においてプラスの効果をもたらすと言えるでしょう。

指示待ち人間を放置しない

一方で主体性が無く、指示が無いと動けない人もいます。これを「指示待ち人間」と言います。物事を自分で考える能力に欠け、よって自分でも判断できない傾向にあります。一概に断定できませんが筆者の経験上指示待ち人間は以下の傾向があるように思えます。

- ・何をすべきか分からない。分かれようとしません。
- ・当事者意識がなく、常に他人事と認識している。
- ・自分の考えや意見が無い。述べられない。過度な依存。
- ・過去の失敗の経験から失敗する事を恐れている。
- ・業務内容を理解できていない。業務の基本知識を習得できていない。

指示待ち人間が会社に与える影響は大きいです。業務の生産性の低下、他の従業員のモチベーションの低下、結果として優秀な従業員の離職に繋がる事があります。社内で定期的にコミュニケーションを図りながら原因を探り、本人

の話を聴く、仕事の役割、目的を説明し共有する。主体性を身に付けるようにする等で改善を図る必要があります。主体性を身に付けるアプローチは後段で触れます。

主体性を高めるには

日々の業務、生活をしていく上で主体性を高める事は欠かせないと言えます。それでは主体性を高めるのはどうすれば良いか？筆者は以下の方法を紹介したいと思います。

- ・すぐに答えを相手に求めず自身で考えるクセを付ける。自分で考える事で問題解決方法を習得し、自身にとっても財産として身に付きます。同様の事象に遭遇した時には自信をもって解決に結びつく行動を取れます。周囲もすぐに答えを与えるのではなくヒントを与え、ヒントを基に自身で考えるよう誘導する事も、人材育成という観点で必要と言えます。

- ・自分の意見を持ち、相手に説明できるようにする。

考えるクセを持ち、考えた内容をまとめる事が重要です。まとめる事で自分の意見を持つ事ができます。意見は相手に説明しないと伝わりません。ミーティングや会議の機会を利用し説明する回数をこなす、日々練習する等していけば良いでしょう。それが自信につながりより主体性を養っていけるでしょう。

- ・前向きな言葉を使う。

前向きな言葉を使う事でより自分をポジティブにし、意欲になります。意欲になる事で自然と主体性を持った行動を取る事が出来ると言えるでしょう。

おわりに

いかがでしたでしょうか？主体性を持ち自分で責任をもって物事に取り組む事で仕事、日々の生活においてより円滑に進める事ができます。また前向きになれるという点で精神面においても豊かになり結果より良い人生を歩んでいけると言えるでしょう。仕事及び日々の生活において参考となれば幸いです。

Ⅱ Plaza-i 機能紹介-請求書発行新機能

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

今回は、V2.03.24 から追加された請求書発行の新機能についてご紹介いたします。

PDF を分割して保存する機能

請求書を請求書番号ごとに分割して PDF を生成し、指定したフォルダに保存する機能を追加いたしました。

プレースホルダを利用して生成する PDF ファイルの名称を指定できます。また、プレースホルダを利用して保存先のフォルダを指定できます。請求書のデータでプレースホルダを置き換えたフォルダが存在しない場合は、フォルダを新たに作成します。例えば「¥電子取引データ¥送付¥請求書¥yyyy 年度¥mm 月」のようにフォルダが作成され、請求書の PDF を保存します。

セットアップ

- ・USR 外部ファイル指定パターンマスター
⇒保存する PDF のファイル名、保存先フォルダを指定

します。

- ・ MST 伝票定義通知先グループマスター
⇒伝票種類ごとに1つの外部ファイル指定パターン番号を指定します。

請求書のメール送信

請求書毎に1通のEメールを作成し、PDF化したファイルを添付して送信します。請求書発行画面にあります「メール送信チェックをする」をチェックオンすることで、送信前に内容をチェックすることができます。

セットアップ

- ・ USR Eメール管理マスター
⇒請求書をメール送信するための設定を行います。
- ・ MST 通知先グループマスター
⇒宛先、CC、BCCにセットするアドレスを設定します。
- ・ MST 取引先マスター
⇒得意先マスターの個人番号請求送付先のメールアドレスを取引先マスターの勤務先E-mailに登録します。
- ・ MST 従業員マスター
⇒CCやBCCにセットするEメールアドレスに登録します。
- ・ USR 外部ファイル指定パターンマスター
⇒送信するメールの件名、本文を設定します。システムファンクション「SINVRPTSNDEMAL」に設定をします。
- ・ USR システム機能別ユーザメッセージマスター
⇒宛先、CC、BCCにセットするアドレスを設定します。
- ・ MST 伝票定義通知先グループマスター
⇒伝票種類ごとに上述の通知先グループコード、外部ファイル指定パターン番号を設定します。
- ・ USR ユーザ帳票オプションマスター
⇒Eメール送信と印刷実行を別々に管理したい場合は、Eメール送信管理区分を「2:E-Mail 送信管理をしない」にします。

請求書のファイル添付

請求書発行画面の「PDFを分割して保存する」「PDFを伝票にファイル添付する」がともにオンの場合、PDFを指定のフォルダ、ファイル名で保存した上で、自動的に伝票ファイル添付までを行います。

本機能は、メール機能と併用可能であるため、以下を一度の出力で自動実行することができます。

- ① PDFを指定フォルダ、ファイル名で保存。
- ② ①をPlaza-i請求書データにファイル添付。
- ③ ②を請求先へメール送信

セットアップ

- ・ USR 外部ファイルタイプマスター
⇒外部ファイル格納パターンが「直接パス指定」の外部ファイルタイプを用意します。
- ・ MST 得意先区分マスター
⇒外部ファイルタイプタブで、上述の外部ファイルタイプを追加します。

おわりに

各機能の詳細はユーザーズガイド、ARS売上請求(章)、請求書発行(節)に御座います以下の項をご参照ください。

- ① PDFを分割して保存する機能

② 請求書のメール送信

③ 請求書のファイル添付

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート窓口(03-5520-5330 内線72)(support@ba-net.co.jp)までお問合せください。

Plaza-i 最新バージョン情報

2025年7月16日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

- ・ Plaza-i.NET V2.03.42.02

II 退職所得控除の調整規定の対象拡大～令和 7 年税制改正～

1. はじめに

健康寿命が延び、高齢者が元気に働ける期間が長くなった一方で、少子化により労働力不足が深刻化しています。こうした背景から、企業や政府は定年の引上げや継続雇用制度の整備を進めてきました。また、労働寿命が延伸する中にもあっても、退職金は依然として退職後の生活を支える重要な資金源としての役割を果たしており、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられるのに伴い、令和 7 年税制改正において、確定拠出年金に係る老齢一時金（以下「DC 一時金」）を受給している場合の退職所得の計算について見直しが行われました。

本稿では、令和 7 年の税制改正を踏まえ、退職手当等を受給した際の税金について解説いたします。

2. 退職所得に係る税額の計算方法

退職手当等を受給した場合には、その収入金額から退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 が退職所得の金額となり、当該退職所得の金額に所得税率及び住民税率を乗じることによって税額が算出されます。（2 分の 1 課税）

《退職所得の金額》

$(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$

退職所得控除額は勤続年数に応じて下記図の通り計算されることとなります^{※1・2}。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A ※80万円に満たない場合には、80万円
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

例) 勤続年数 25 年 6 か月の従業員の退職所得控除額

$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (26 \text{ 年}^{※3} - 20 \text{ 年}) = 1,220 \text{ 万円}$

※1: 勤続年数が 5 年以下である場合には、短期退職手当等に該当し、「収入金額－退職所得控除」の額が 300 万円を超える部分については 2 分の 1 課税の対象外となります。

※2: 役員等勤続年数が 5 年以下の場合において、役員等勤続年数に応じて支払われる退職手当等は特定役員退職手当等に該当し、2 分の 1 課税の対象外となります。

※3: 1 年未満の端数は 1 年として計算。

3. DC 一時金の受給がある場合（改正前）

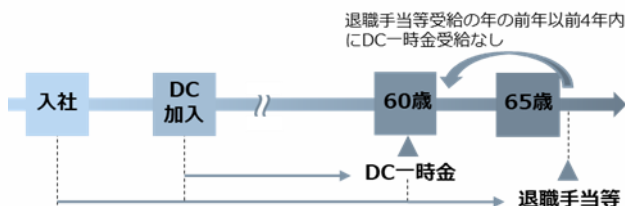
DC 一時金の受給がある場合、当該 DC 一時金に係る退職所得の計算上は年金加入期間を勤続年数として退職所得控除額の計算を行い、その後、別途退職手当等の受給がある場合には、当該退職手当等に係る退職所得の計算上は入退社までの勤続期間を勤続年数として退職所得控除額の計算が行われるため、DC 一時金の受給と退職手当等の受給で勤続年数及び退職所得控除額が重複することになります。

そこで、退職手当等を受給した年の前年以前 4 年以内に DC 一時金を受給している場合には、退職所得控除額の計算上、勤続年数の重複期間の調整が行われていました。

しかしながら、昨今の定年の引き上げに伴い、DC 一時金を受給した後 5 年を経過してから退職手当等を受給することが増加し、DC 一時金受給時と退職手当等受給時で勤続年数及び退職所得控除額が重複するケースが増えていました。

《改正前》

DC 一時金受給と退職手当等受給で控除が重複。



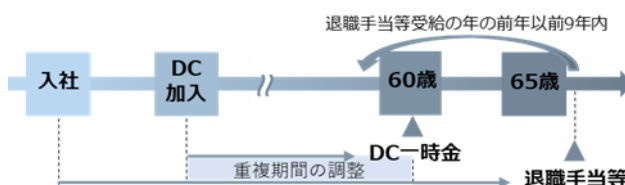
4. 令和 7 年税制改正

DC 一時金受給後に退職手当等を受給する場合の勤続年数の重複期間の調整について、従前の「退職手当等を受給した年の前年以前 4 年以内」から「退職手当等を受給した年の前年以前 9 年以内」に改正されました。

これにより、仮に 60 歳で DC 一時金を受給し、かつ、70 歳までの間に退職手当等を受給する場合については、年金加入期間と入退社までの勤続期間が重複する部分については、調整が必要となります。

《改正後》

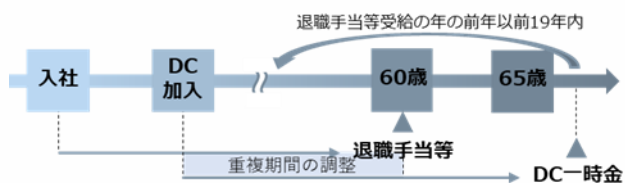
退職手当等受給時に重複期間の調整あり。



上記改正に合わせて DC 一時金に係る退職所得の受給に関する申告書を保存する期間について、従前の「7 年」から「10 年」に延長されることとなり、また、税務署長への退職所得の源泉徴収票の提出義務について、従前の「居住者である役員」から「退職手当等を受け取るすべての居住者」に改正されました。

《参考(改正無し)》

DC 一時金を受給した年の前年以前 19 年以内に退職手当等を受給している場合には、退職所得控除の計算上勤続年数の重複期間の調整が行われます。



令和7年税制改正項目一覧

項 目	改正前	改正後
勤続年数の重複期間の調整 ※DC一時金の受給が先の場合	前年以前4年以内	前年以前9年以内
DC一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間	7年	10年
源泉徴収票の提出義務	居住者である役員	全ての居住者

5. 適用時期

本件改正は、令和 8 年 1 月 1 日以降の支払いが適用となります。

II 国外転出時課税の納税猶予

1. はじめに

「国外転出時課税」とは、平成 27 年度税制改正において創設された制度です。それまでは、巨額を含み益を有する株式等を保有したまま国外転出しその株式等を譲渡した場合、原則的には日本での課税が起きず、その所在地国によっては現地法令上もキャピタルゲインが非課税であるため、全く課税が起きないケースがあり問題視されていました。

そのような状況から、公平な課税を目的に、一定の有価証券を保有する等の要件を満たす居住者を対象として、次の事由が生じた場合に所得税が課されることとなりました。本稿では、①にフォーカスして解説していきます。

- ① 対象者が国外転出をする
- ② 対象者が保有する一定の有価証券等が、贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転する

2. 国外転出時課税の制度概要

① 課税の対象

本制度は、居住者が時価 1 億円以上の有価証券等（以下「対象資産」）を保有している場合、国外転出するときに対象資産の譲渡又は決済（以下「譲渡等」）があったものとみなして所得税を課するという制度です。

「国外転出」とは、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい（したがって、数か月程度の海外旅行や海外出張などは国外転出には該当しません。）、制度の対象となる居住者は、国外転出の日前 10 年以内に国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年超である者をいいます。

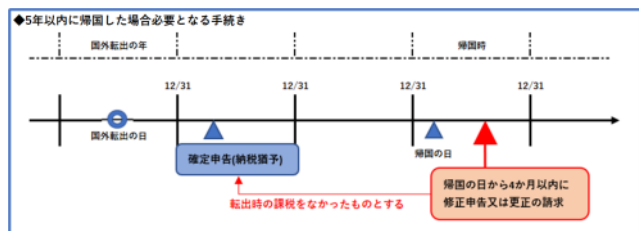
また、制度の対象である「対象資産」は、有価証券等（株式、投資信託、匿名組合契約の出資の持分）、未決済信用取引等、未決済デリバティブ取引となります。

② 課税の取消し

ここで、①に該当した個人がその後、対象資産を譲渡等することなく帰国した場合、国外転出時の課税はそのままになってしまうのでしょうか？

この点については、対象資産を国内で譲渡等した場合と国外で譲渡等した場合との課税上の公平を期するという制度趣旨から分かるように、一定の要件のもと、国外転出時の課税の取消しをすることが出来ます。

具体的には、国外転出の日から 5 年（後述する納税猶予の適用を受けている場合には、一定の手続きのもと 10 年）以内に帰国した場合（帰国とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有することとなることをいい、長期休暇等での一時的な帰国は該当しません。）、その帰国の時まで引き続き保有している対象資産については、国外転出時課税の適用がなかったものとして課税の取消しをすることが出来ます。



ただし、課税の取消しをするためには、帰国の日から 4 か月以内に更正の請求又は修正申告をする必要があるため、期限の把握を含め手続の失念がないように注意が必要です。

3. 納税猶予制度

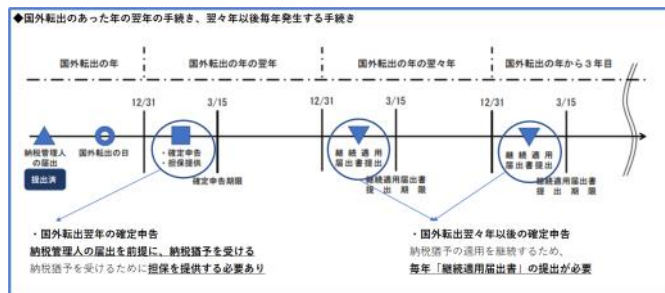
本制度は、実際には対象資産の譲渡等がないにもかかわらず課税（納税）が発生するため、納税資金が足りないというケースも当然想定されます。

そこで、次の①～④の手続きを行うことで、対象資産に係る納税猶予分の所得税額が国外転出の日から 5 年 4 か月（一定の手続きにより 10 年 4 か月）を経過する日まで、その納税が猶予されます。

- ① 国外転出の日までに所轄税務署に納税管理人の届出をすること
- ② 国外転出時課税の申告をする年分の確定申告書に所定の記載、書類の添付を行うこと
- ③ ②の確定申告書の提出期限までに、納税を猶予される税額に相当する担保を提供すること
- ④ 上記①～③の手続き後、毎年の確定申告時期に「納税猶予の継続届出書」を提出すること

ここで重要な点は、納税猶予を受けるためには担保提供が必要になり、さらに、次の財産のうちどの財産を担保に充てるかによっても手続きが異なる点です。

- ・ 株式不発行会社に係る非上場株式
- ・ 持分会社の社員の持分
- ・ 国税通則法施行令に定める手続により担保提供する財産
(具体的には、不動産、国債及び地方債、税務署長が確実と認める有価証券及び保証人の保証 など)



（国税庁「国外転出時課税 FAQ」から抜粋のうえ筆者加筆）

4. おわりに

本制度の対象として、オーナー企業の社長が海外移住するなどの場面において該当することが容易に想定されますが、資本政策によっては社長のご家族もオーナー企業株式を多額に保有するケースもあり、意図せず本制度の対象となることがあります。特に就学中のお子様の場合、数年単位で海外留学されるといったことも想定され、また、お子様がご自身の配偶者の海外勤務に帯同するケースなど、思わぬ場面で本制度の対象になってしまうこともあります。

納税猶予を受ける場合、有価証券が上場株式であれば担保提供財産として問題は無いと思われますが、非上場株式の場合には、担保提供財産になり得るか否かについて、事前の確認及び準備が必須となります。

国外転出時課税は事後的な対応になってしまうと、納税者不利の要素が非常に大きい（納税猶予を受けることはできず、所得税の申告漏れとして加算税等のペナルティを受ける等）制度のため、普段から顧問税理士等と適切に情報共有をしていくことが重要です。